

◆令和6年度ハッピー燕児童クラブの入所申請について

入所申請は年度ごと必要になります。

《入所の基準:児童クラブの利用ができる方》

- (1) 燕西小学校に就学している1年生から6年生の児童。
- (2) 保護者が昼間に就労しているご家庭。

☆入所の基準を満たしているか確認をしていただいてから申請をしてください。☆

1 入所申請受付期間

随時募集中

2 入所申請受付場所及び時間

●ハッピー燕児童クラブ

〒959-1286

燕市小関1413

TEL: 0256-47-1509

下校時刻から午後19時30分まで（土日除く）

3 入所申請に必要な書類

必要書類を全てそろえて申請をしてください。

- ① ハッピー燕児童クラブ利用申請書・同意書
② ハッピー燕児童クラブ調査票
③ 保育できない理由を証明する書類 (保護者のみ)

保育できない理由	証明書類	注意事項
就労	就労証明書	就労予定証明書も可 (就職後、就労証明書の提出が必要)
疾病・負傷	診断書	家庭保育が困難であるとの医師の所見の記載が必要 入院計画書も可
障害	障害者手帳 (コピー)	
出産	母子手帳 (コピー) ※表紙と出産予定日記載ページ	出産時の利用期間は産前8週間、産後8週間
介護・看護	・申立書 (介護・看護者) ・介護保険証、障害者手帳、 診断書など (コピー)	介護・看護が必要であることを証明する公的書類を提出
就学	・在学証明書 ・授業の予定表	
虐待・DV等	申立書	関係機関の通知等も必要
その他	申立書	申立の内容によっては入所基準を満たさないと判断する 場合がある

*各証明書類について

- ・申請日の3か月以内に発行された書類のみ有効とする。
- ・兄弟姉妹で申請する場合は、児童一人分は原本、他の児童分はそのコピーでも可とする。
(コピーは、必ず各自で用意のうえ、申請してください)。

4 入所審査

- (1) 提出書類の審査を行います。必要に応じて、確認の連絡や追加書類の提出をお願いすることがあります。
- (2) 昼間家庭で保育できない事情を考慮し、低学年や児童クラブ利用必要度の高い児童からの入所となります。申請者が多数いる場合は入所待ちになることがありますのでご了承ください。
- (3) 利用決定した児童は、利用開始前に入所説明会または面接があります。

5 審査結果について

申請内容 (利用希望) → 審査結果通知一週間程度

*児童クラブを利用する必要がなくなった場合は、速やかにハッピー燕児童クラブ又は事務局 (TEL:0538-86-5566) までご連絡をください。

児童クラブの開所時間、利用料について

1 開所日等《保護者の仕事がお休みの日は、児童クラブは利用できません。》

開所日	開所時間	持参するもの
授業のある日	午後1時半から午後6時半まで 延長利用 午後6時半から午後7時半	水筒、給食がない場合は弁当
長期休業期間・学校振替休日等	午前8時から午後6時半 延長利用：午後6時半から午後7時半	

*開所時間は下校時間等により変更になる場合があります。

*利用できる時間は、勤務時間と通勤時間を合わせた時間です。

2 閉所日

- (1) 土曜日・日曜日
- (2) 盆休み (8/13 から 8/15 まで)、年末年始 (12/29 から 1/3 まで)

3 利用料等

(1) 基本利用料 小学校までのお迎え、おやつ、保険料含む

利用期間	利用料
午後1時半から午後6時半 (月曜日から金曜日)	月額 9,000円

(2) 追加利用料 *昼食が必要な日はお弁当持参になります

延長 午後6時半から午後7時半 ※延長をご希望されても時間内でのお迎えは何時でも可能です。 「月1回児童のヘアカット(理美容室と提携)、週1回ごはん会」(含む)	月額 +2,000円
8月(夏休み)	
春休み	
冬休み	
祝日・振替休日(GW別途)	

*15日以前に退所、16日以後に入所した場合の利用料は半額(注)になります。

*利用者の都合でその月の全日数を欠席した場合でも、1か月分の利用料がかかります。

(注)：入所月、退所月以外で利用料の半額対応は出来ません。

(2) 利用料の納付

- ・利用料は口座振替での納入です。利用決定後、口座振替の手続きをお願いします。初月は現金支払い。
- ・口座振替日は利用当月の3日(金融機関休業日の場合は翌営業日)です。
- ・利用料の未納が納付期限から1か月続いた場合、退所となります。